

お寄せいただいた義援金は、 税制上の優遇措置対象になります。

■ 税制優遇措置について

福井県共同募金への義援金は、税制上、国と地方公共団体と同じように、寄付に対する「優遇措置の対象」になっています。確定申告時に同封の領収書を提出していただければ、税制上の優遇が受けられますので、同封の領収書を大切に保管してください。

個人の方は、所得税の控除（「所得控除」または「税額控除」のどちらかを選択）及び住民税の「税額控除」を受けることができ、所得税と住民税をあわせると50%近い金額が還付される場合があります。

また、法人が寄付した場合は、寄付金額を「全額損金算入」することができます。

■ 所得税の控除について

対象寄付額	2,001円以上（1年間の寄付額の総額）
控除内容	※「所得控除」と「税額控除」のどちらかを選択
	所得控除
	下記の金額を課税対象となる所得の金額から控除 ・ 寄付金額（年間所得の40%が限度）－2,000円＝所得控除額
	税額控除
	下記の金額を所得税額から控除 ・ {寄付金額（年間所得の40%が限度）－2,000円}×40%＝税額控除額 ※所得税額の25%を限度とする
根拠法令等	所得税法第78条第2項第1号

■ 住民税の控除について

対象寄付額	2,001円以上（1年間の寄付額の総額）
控除内容	税額控除
	下記の金額を住民税額から控除 ・ {寄付金額（年間所得の30%が限度）－2,000円}×10%＝税額控除額
根拠法令等	所得税法第78条第2項第1号

■ 法人税の控除について

対象寄付額	年間を通じての寄付金全額
控除内容	全額損金扱い
	法人の課税対象となる所得から、支出した寄付金の全額を控除
根拠法令等	法人税法第37条第3項第1号